

「北海道ドローン研究会

個人情報及び肖像権等の取扱い要領」

2023年11月 1日制定

1 基本方針

- (1) 北海道ドローン研究会（本会）は、会員の個人情報を取扱う団体として本会の目的であるドローンの飛行集会や空撮、記録画像撮影に於いて画像等の取得が必須であり、その画像等の取扱いとして、参加会員が個人情報や肖像権及び著作権等を適正に取り扱い、個人の権利利益の保護を図ります。
- (2) 前項を主目的とするが、本会の広報活動やドローンの普及発展のために各種のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等への投稿はこれを推奨する。
- (3) 本会の個人情報の取り扱い方針、個人情報保護法に定められた個人情報の利用目的等の事項について公表し、本会の個人情報等を適正に取扱う。
事務局はこれを管理し本会ホームページ（HP）に掲載し公開する。

2 個人情報の利用目的の公開に関する事項

- (1) 個人情報取扱団体の名称
北海道ドローン研究会（非営利、任意団体）
- (2) 個人情報の入手
本会は、入会申込書及び各種のアンケート収集等に於いてその目的の為に適正な方法により個人情報（氏名、住所等で当該個人を識別できるもの）を取得します。
- (3) 個人情報の利用目的
 - ア 会員名簿の作成・会員の申し出に於ける閲覧及び会員の管理
 - イ 会費等の納入連絡及び会費等の管理
 - ウ 本会運用の各種 SNS 等の管理や集会時の申請、届出事務
 - エ 各種集会等の案内
 - オ その他本会の運営に必要な事項
- (4) 目的外利用、第三者提供の禁止
利用目的外での個人情報の利用、本人の同意を得ない第三者への提供を禁止する。
- (5) 個人情報の更新
保有する個人情報は本人の申告等で最新の内容とする。
- (6) 個人情報の管理
会員名簿及び関連の資料は事務局にて一元管理とし、全て会長（事務局長）管理とする。

(7) 会員の閲覧

会員が名簿等の個人情報の閲覧を希望する場合は閲覧用会員名簿に限定し会長又は副会長のみが指定した場所で立ち合いし行う。

3 肖像権等の管理

(1) 肖像権とは

一般的に、人がみだりに他人から画像等を撮影され、その画像をみだりに世間に公開及び利用されない権利の事をいう。

(2) 個人情報、著作権と肖像権

個人が特定できる画像等は全て肖像権が発生する事から本会の各種集会等への参加を申し出て参加した時点で撮影や撮影画像の取得に同意したものとし、その画像等の著作権は全て本会（撮影会員を含む）に帰属する。

但し肖像権についてはこれを無断で侵害してはいけない。

(3) 撮影画像の取扱い

会員が各種集会等で撮影した画像は全て本会（撮影会員を含む）に帰属する、この為、本会が運用する HP や LINE グループ等への投稿等に限り承諾なしに可能とし、基本的に撮影者個人での閲覧利用の範囲に限定する。その他の SNS 等への投稿等は個人情報、肖像権及び著作権に該当しない画像等に限定する。

(4) 各種 SNS 等への投稿や配信

ア 各種の SNS 等や第三者が閲覧可能な場所への投稿や配信は全て事務局の事前承認を必要とする。

但し、集会の内容や参加者が撮影されていない画像に付いてはこの限りではない。

イ 会員が事務局の事前承認を得て各種 SNS 等に投稿する画像等には北海道ドローン研究会のテロップや表記を挿入し投稿者の識別可能な ID 等を明記する。

ウ 会員が集会等で得た画像等を本会の運用する各種 SNS 等以外への投稿をする場合は本会事務局へのアドレス等の通知と本会ホームページへの公開を基本原則とする。

エ 承認を得て投稿や掲載をした画像であっても本人から訂正や削除を求められた場合は速やかに訂正や削除を行う。

オ 投稿後に、本会を退会又は除名された場合には必要により投稿の削除を求める。

(5) 本会運用の HP や LINE グループへの投稿画像

会員は本会が運用する SNS 等に投稿や掲載された画像等の取り扱いは閲覧会員の個人利用の範囲とし、転載や流用が必要な場合も全て本会の承認を必要とする。

4 画像等の判断基準

(1) 参加者が撮影されていない画像とは、画像を拡大しても個人が特定不可能な範囲とする、参加者や第三者が混在する場合も肖像権に対する配慮をおこなう。

(2) 許可が必要な画像等

- ・ 撮影画像が建物や工作物等で現地が特定される場合（現地非公開の場所）

- ・ 映り込みの会員及び第三者が明らかに特定できる画像
- ・ 温泉施設や海水浴場等のプライバシー保護をすべき場所
- ・ ドローンの基本的な安全確保上の飛行ルールに反したもの
- ・ 本会の安全規則や安全管理規則に反するもの
- ・ その他関連法規での制限場所

5 各種 SNS 等への積極的な投稿の推奨

- (1) 各種の SNS 等に対する会員の配信や投稿は本会の広報活動になると共に本会の目的であるドローンの普及・発展に繋がる為強く推奨する。
- (2) 会員は個人情報や肖像権及び著作権等の法令や基本的なルールを十分に理解し適正な活用を行う事とする。

修正記録

1 2023年11月 1日

第1項から第5項として制定施行